

政府の緊急事態宣言を受けた組合事務局の体制について

4月7日（火）に発令された「改正特別措置法」に基づく政府による緊急事態宣言を受け、組合事務局では新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、東京都の緊急事態宣言解除まで、ローテーションによる出勤体制とし、一部職員が在宅勤務となります。これにともない、各種お問い合わせ等に関するご回答が遅れる場合がありますことをご了承ください。

組合事務局は月曜日から金曜日までの平日、9：00～17：00の間通常通り業務を行います。

よろしくお願ひ申し上げます。